

「新発田市建設工事優良施工業者等表彰要綱」改正内容について

○改正内容

① 表彰要件（基準の見直し）

表彰本来の目的である模範となる技術力等に鑑み、市発注工事に係る土木一式工事、建築等工事及びその他専門工事の各部門において、工事成績が優秀で他の模範となるべき建設工事を施工した建設業者を表彰する。

a 各部門

- ・土木一式工事部門・・・工事成績採点表（土木）で成績評定した工事の内、土木一式工事
- ・建築等工事部門・・・工事成績採点表（建築等）で成績評定した工事（建築、電気、機械器具等）
- ・その他専門工事部門・・・工事成績採点表（土木）で成績評定した工事の内、土木一式以外の工事（舗装、造園、さく井等）

b 主な表彰基準の対象

- ・最優良建設工事表彰基準・・・部門毎、成績評定が最高得点の工事
- ・優良建設工事表彰基準・・・施工実績が3件/年以上、かつ成績評定が80点以上の工事

※ 新基準 参考例（建築等部門）

○建設○建築工事	83点（施工実績1件/年）	（最優良建設工事表彰基準対象）
○社○○建築工事	82点（施工実績3件/年）	（優良建設工事表彰基準対象）
○○ 機械器具 工事	80点（施工実績1件/年）	不採用 ※
○社○ 電気 工事	80点（施工実績3件/年）	（優良建設工事表彰基準対象）

※ 施工実績1～2件/年のケースでは、部門毎の最高得点で表彰基準の対象となる。

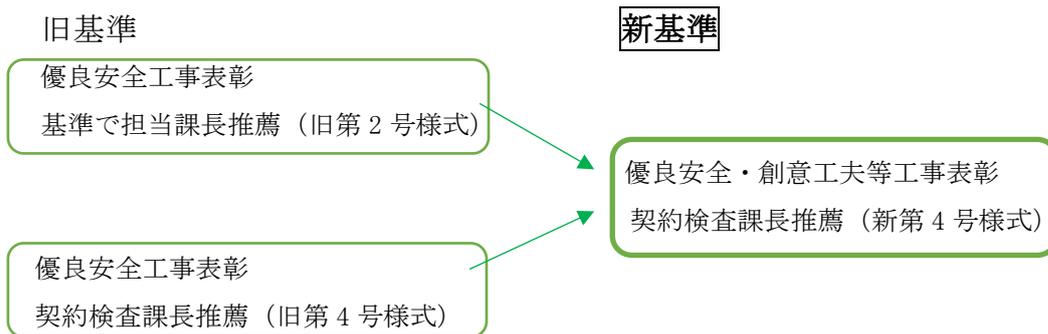
② 優良若手技術者表彰の新設について

建設工事で活躍している若手の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力を発信するため、主任技術者又は現場代理人等の優良若手技術者表彰を新設します。(推薦年度末時点で40歳以下)

なお、将来的には市が発注する工事において総合評価(企業の技術力・配置予定技術者の能力)に加点するインセンティブとして、位置付けたいと考えています。

③ 優良安全・創意工夫等工事表彰について

旧基準の優良安全工事表彰を1本にまとめ、安全管理等成績優秀な対象工事において、表彰に値する創意工夫又は地域貢献などがあつたと認める場合、優良安全・創意工夫等工事表彰として、別記第4号様式により新発田市建設工事優良施工業者等表彰審査委員会へ推薦することとします。



④ 新発田市建設工事優良施工業者等表彰審査委員の再編

審査委員には技術的な専門知識等に精通した建設工事担当課を中心に選定(水道部門の委員を追加)

委員長	副市長	(変更なし)
副委員長	地域整備課長	(変更)
委員	維持管理課長、建築課長、下水道課長、 <u>水道局長</u>	(新規)